

令和6年度第8回埼玉地方最低賃金審議会

日時：令和6年8月21日（水） 午前9時30分～

場所：埼玉労働局15階会議室

議題	資料
<p>1 埼玉県最低賃金の改正決定に係る埼玉地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出について</p> <p>2 その他</p>	<p>資料1 最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）（写）</p>



埼労発基0821第1号
令和6年8月21日

埼玉地方最低賃金審議会
会長 土屋 直樹 殿

埼玉労働局長
片淵 仁文

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、埼玉県労働組合連合会、全労連・全国一般労働組合埼玉地方本部及び生協労連コープネットグループ労働組合から、別添のとおり最低賃金法第11条第2項に基づく異議の申出があったので、貴会の意見を求める。



2024年8月19日

埼玉労働局長 片淵 仁文 様

埼玉県労働組合連合会
議長 新島 善弘

埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-10-11-2F

2024年度埼玉地方最低賃金審議会の答申に対する異議

1. はじめに

埼玉地方最低賃金審議会は、中央最低賃金審議会が示した目安を受け、8月5日に現在の1028円から50円引き上げる「時給1078円」を答申しました。厳しい審議日程の中、公労使三者の合意として10月1日実施に間に合う日程で答申したことについては、事務局の埼玉労働局賃金室をはじめ、埼玉地方最低賃金審議会における公労使各委員の皆さんの努力に敬意を表します。

しかし、結論として今回の引き上げ額では、この間の物価高騰で苦しむ最賃近傍で働く労働者の生計費原則の視点からは到底納得のできる引き上げ額ではないこと、依然として東京都との格差が縮まらず、私たちが意見陳述で主張した労働人口の流出による人材不足の解消という点からも納得できるものではありません。

よって、以下の通り異議を申し出ます。

2. 異議の内容

労働者の生活の安定、及び東京との格差是正のため、今後も予測される物価高騰に十分に対応し、さらに生活改善が図れる水準の引き上げ額にすることを求めます。

3. 異議の理由

生計費原則に基づく必要額に近づけ、東京との格差を少しでも埋める改定額に

最低賃金は、「労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資する」（最低賃金法第1条）ことを目的としていますが、残念ながら上記の改定額では最低賃金に影響を受ける労働者の生活改善にはつながらず、東京都との賃金格差も縮まらないため、人手不足の解消にも期待できません。実際に、全国的には20を超える県で目安額を上回る答申を出しています。この事実は地方経済にとって格差による労働人口の流出が深刻であることを示しています。埼玉県でも、東京に流出する労働人口に歯止めをかけるため、埼玉地方審議会として格差を是正する改定額を示すべきです。

また、この間の物価高騰で最も厳しい生活を余儀なくされているのは、最低賃金額に大きな影響を受けるパートタイム・アルバイトなど非正規雇用で働く労働者です。私たちは、意見陳述の中で、当事者であるパートタイム労働者の厳しい生活実態も紹介するなど、これ以上生活が厳しくならないよう、大幅な引き上げを求めてきました。

しかし、結果として生計費原則に応える水準との乖離が依然として大きく、また、東京との格差も縮まらず人材不足の改善への寄与にも疑問が残る点から、今回の答申額に異議をとなえ、物価高騰で疲弊した地域経済を消費の点から立て直すためにも、さらに1円でも2円でも上乗せする改定額にすることを求めます。

以上

埼玉県労働局長 片淵 仁文 殿



2024年8月19日

全労連・全国一般労働組合埼玉地方本部
執行委員長 水野谷 孝夫

2024年度埼玉地方最低賃金審議会の答申に対する異議申立

埼玉地方最低賃金審議会は、8月5日に埼玉県の最低賃金を50円引き上げ、時給1078円を答申しました。猛暑の中で、公労使三者の審議会委員の皆さんの熱心な議論に対して、敬意を表します。

しかし、今回の50円の引き上げでは生計費原則はもとより、この間の物価高騰をカバーするにはほど遠いと言わざるを得ません。また、東京都の格差も縮小されないなど、県内で働く労働者の生活実態が反映されたとは言えない実態です。

つきましては、埼玉労働局一般公示36号により、下記のとおり異議を申し立てます。

1. 異議の内容

国内の実質賃金が26ヶ月連続マイナスとなり、また生活必需品を中心に物価は連続的に高騰しています。この様な中で、多くの非正規労働者は苦しんでいます。また、猛暑で電気代などのエネルギー関連の負担増、社会保障の負担に苦しんでいる状況です。

最低賃金を決定するに当たり、生計費原則より事業の支払能力が重視され、景気の下支えとなる個人消費が軽視されています。同時に、中小企業への支援が極めて重要ですが、賃金引き上げのための施策が不十分と言わざるを得ません。

ついては、最低賃金の引き上げ額を見直し、1,500円に近づけるよう求める桃のです。

2. 異議の理由

地域別最低賃金が4ランクから3ランクとなっていますが、Aランク内の東京と埼玉は85円の格差となっており格差は縮小していません。Aランク内の格差を縮小することが全体の格差を縮小することにもつながります。

過去に例を見ない物価高騰、特に「基礎的支出項目」の割合が高く、今後も負担が増加することは目に見えています。このことから、生計費原則を重視することが必要です。

特に、埼玉県内の中小企業に対する支援・援助政策について、労働局として具体的に推し進めるよう関係部局に対し特段の配慮を要望するものです。

以上

2023年8月19日

埼玉労働局長
片淵 仁文 様



生協労連コープネットグループ労働組合
中央執行委員長 占部 修吾

令和6年度埼玉県最低賃金の改定決定に関する異議申出書

令和6年8月5日に示された埼玉県最低賃金改正決定（答申）について、同年7月17日付で提出した意見書で示した考えに基づき、現在の情勢の下、最低賃金に求められる水準に比して答申額が低額であることについて、次のように異議を申し出ます。

埼玉地方最低賃金審議会は2024年度の最低賃金の改定決定について、時間額を50円引き上げて1,078円とする答申を行いました。この最賃改定額は過去最高額ではあるものの、この間の物価高騰による生活の悪化を改善できる額では到底ありません。また、東京都との格差も縮まらず、働き手の確保と地域経済の活性化という点において不十分な答申といわざるを得ません。

7月24日に中央最低賃金審議会が出した2024年度を目安額は、全国加重平均で1,054円、引上げ額50円（引き上げ率5.0%）となる答申であり、ランク別の引き上げ幅はA・B・C区分ともに「50円」で、差は拡大しないものの格差を縮める内容ではありませんでした。専門部会の審議の中では、埼玉県の物価上昇を示す独自の資料が示され物価上昇への対応が中心的に議論が行われ、東京都との差や中小企業への支援策の実効性についても話し合われましたが、結果は目安通りの引き上げとの答申です。しかし、これでは物価高騰を後追いするだけで最賃近傍で働く労働者の生活改善にも経済の活性化にもつながりません。

以前から議論されてきたように、東京都と埼玉県の最低賃金額に差があることに合理的理由があるとは思えません。また、全国での地域間の格差是正を求める奮闘と運動の広がり、23年度は実に24の県が目安を上回り、今年度も8月14日時点で20県が目安を上回る答申が出されるなど、その声は年々広がってきています。埼玉県の引き上げ額が目安どおりだと東京都と埼玉県の差は縮小しません。

埼玉県で働く労働者の誰もが人間らしく暮らしていける最低賃金額となるよう2024年度の最低賃金改定額の再考をお願いします。

以上